画・あーさ

楽しく学ぶ竹島

マンガで解説！竹島問題

入門編

登場キャラクター



りゃんこちゃん

ふるさと『竹島』について勉強しにきたニホンアシカ

日本では昔、竹島のことをリャンコ島と呼んでいたよ。
私の名前も竹島の別名「リャンコ島」からきているんだ！

メチ先生

竹島に詳しい先生のニホンアシカ



島根県、隠岐の島町の久見地区ではニホンアシカのことをメチと呼んでいたんだ。
それが名前の由来になっているよ。



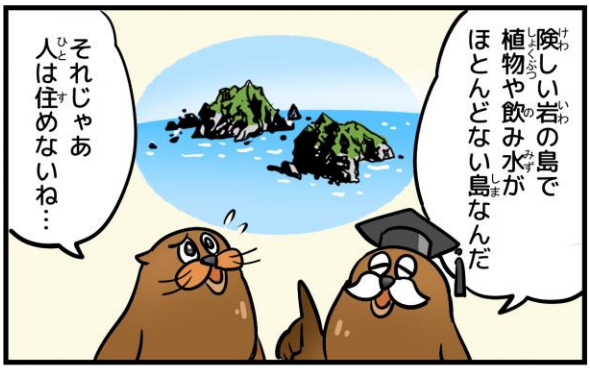
竹島マンガ　入門編

～　竹島の地理　～

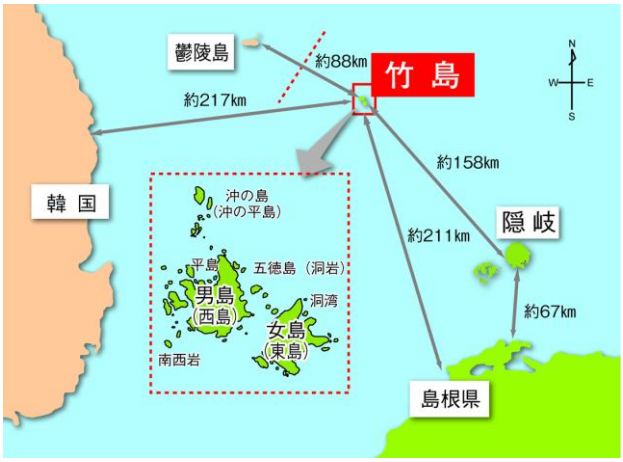












竹島の位置は、
- 北緯37度14分
- 東経131度52分

竹島の面積は、
- 約0.20㎢
（東京ドームの約４倍）

竹島の特徴は、
- 急峻な火山島
- 周辺は断崖絶壁
- 植生、飲料水は乏しい

竹島の住所は、
〒685-0000
島根県隠岐郡隠岐の島町
竹島官有無番地





竹島写真

左が女島（東島）、右が男島（西島）

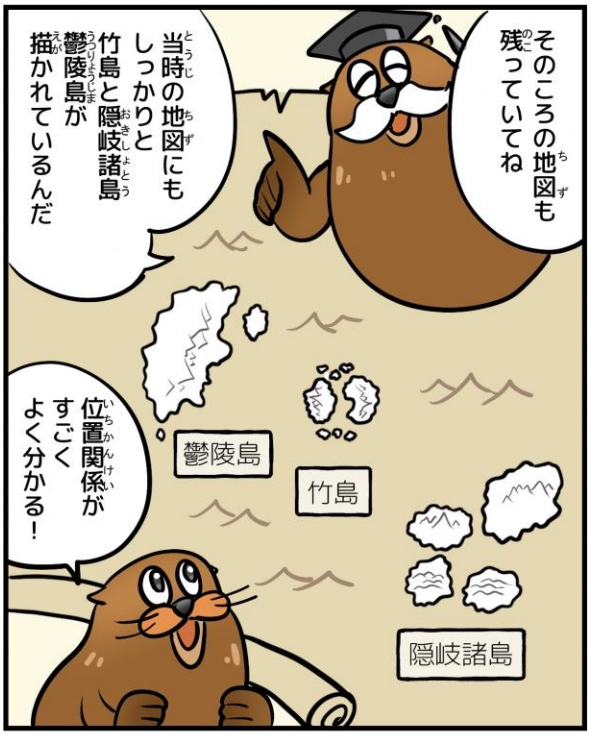
参考文献：竹島入門編（竹島資料室）

竹島マンガ　入門編

～江戸時代の竹島～









米子の商人が鬱陵島に行くときに使っていた船印



「竹島渡海船の葵御紋入船印（衝立仕立）（米子市立山陰歴史館蔵）
※当時、鬱陵島は「竹島」と呼ばれていました



小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図
（鳥取県立博物館蔵）

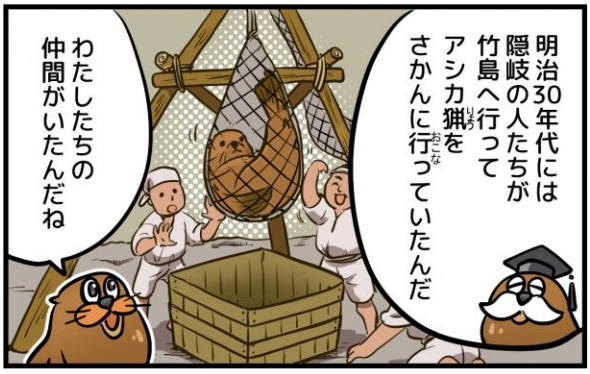
1696（元禄9）年、鳥取藩が江戸幕府に提出した絵図です。島根半島から隠岐諸島、松嶋（現在の竹島）、そして、磯竹嶋とも呼ばれた竹嶋（現在の鬱陵島）の位置関係が正しく描かれています。
17世紀に日本人は幕府公認のもとで鬱陵島に渡る際、竹島を停泊地や漁猟に利用していました。

参考文献：竹島入門編（竹島資料室）

竹島マンガ　入門編

～昔の竹島と日本人～







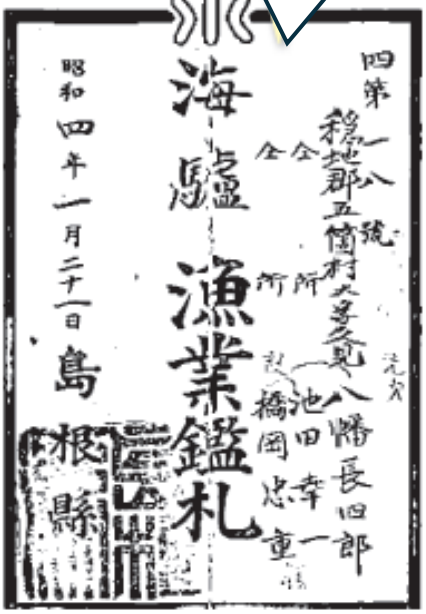


隠岐の人たちによる竹島でのアシカ猟やワカメ採取の様子です。





島根県が発行したアシカ猟の許可証です。



明治３０年代には、日本人によるアシカ猟が竹島で本格的に行われるようになり、これが中井養三郎の貸下げ願や1905（明治38）年の編入につながりました。

参考文献：竹島入門編（竹島資料室）

竹島マンガ　入門編　～「竹島の日」の制定～




島根縣告示第四十號
北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼
ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬隱岐島司ノ所管ト定メラル
明治三十八年二月二十二日
島根縣知事松永武吉

←政府は、これまでどこの国も竹島を自国の領土だとしていないことを確認し、１９０５（明治３８）年１月、竹島の島根県編入を閣議決定しました。これを受けて、島根県は同年２月２２日、竹島が島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示しました。



↑　賛成多数で決まった島根県議会の様子

島根県告示から100年目の2005（平成17）年、島根県議会は**2月22日**を**「竹島の日」**と定めました。



このことにより、島根県は毎年2月22日に「竹島の日」記念式典を開催しています。

参考文献：竹島入門編（竹島資料室）

竹島マンガ　入門編　～竹島に行けなくなったわけ～



第２次世界大戦後の日本の領土を定める平和条約をつくる時に、韓国は竹島の領有を主張して条文の修正を求めましたが、アメリカは拒否し（※１）、平和条約（※２）で竹島は日本の領土に残されました。

※１　ラスク書簡の内容

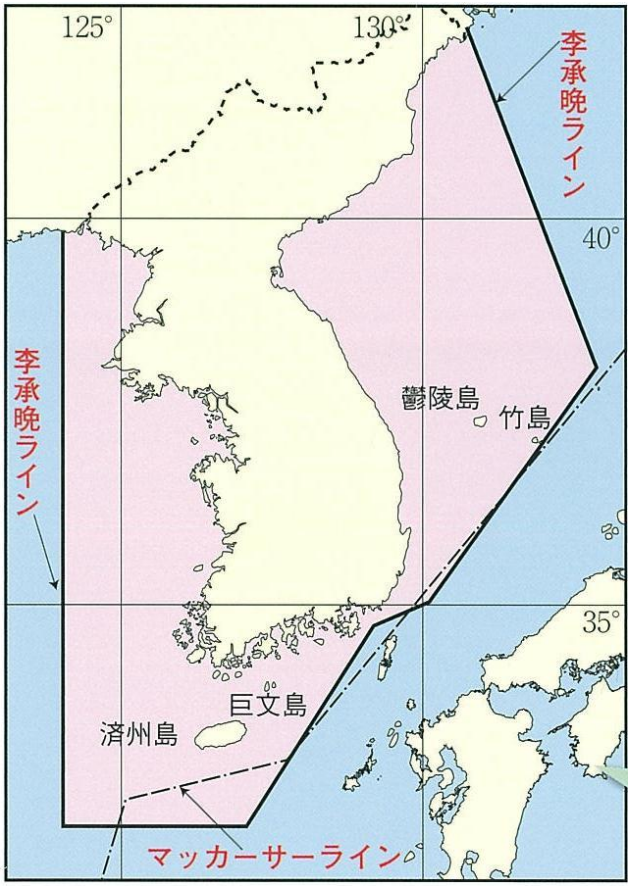
アメリカは「竹島は、朝鮮領土として扱われたことはなく、1905（明治38）年ごろから島根県隠岐支庁の管轄下にある。これまでに朝鮮によって領土主張がなされたとは思わない。」と回答しました。

※２　サンフランシスコ平和条約

1951（昭和26）年9月8日署名
1952（昭和27）年4月28日発効

第二条（a）　日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。

サンフランシスコ平和条約が実施される３か月前に、韓国の李承晩大統領が、一方的に「李承晩ライン」設定を宣言（海洋主権宣言）して竹島を韓国側に取り込みました。これが竹島問題の始まりです。



参考文献：竹島入門編（竹島資料室）

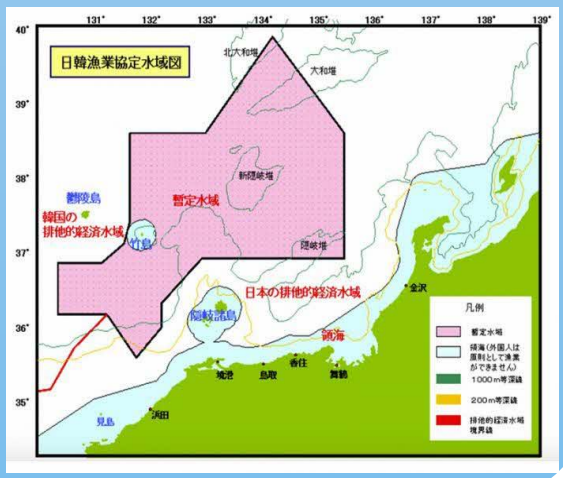
竹島マンガ　入門編　～竹島問題で困っていること～



漁業が自由にできないということ！

竹島問題が未解決のため、日韓間で排他的経済水域（※）の境界画定ができません。協定で設けられた「暫定水域」では、実際には日本の漁船は好漁場でほとんど魚介類を採ることができません。

※排他的経済水域：沿岸国のみが資源を管理できる水域



竹島やその周り（12カイリ）に行けないということ！

韓国は警備隊を置くとともに、一方的に灯台、宿舎、埠頭などを建設し、定期船を出して観光客を上陸させるなどをしているため、日本人は近づくことができません。日本政府はこれらに抗議を続けています。

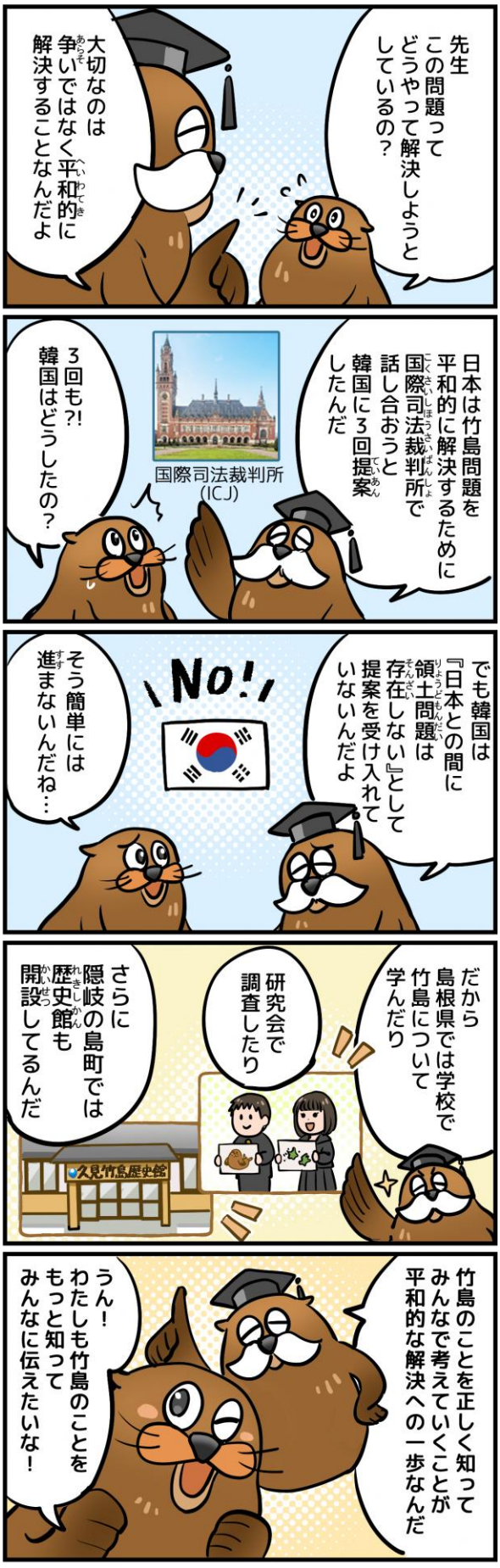


海洋資源が採れないということ！

２００６（平成１８）年、海上保安庁が竹島周辺で海洋調査を行おうとしましたが、韓国がじゃまをして警備艦艇を置いたため、できませんでした。この時は、話し合いで衝突は避けましたが、その後、韓国は一方的に竹島周辺の海底で海洋資源調査を行っています。

参考文献：竹島入門編（竹島資料室）

竹島マンガ　入門編　～平和的に解決するために～



国の動き

国と国の間の問題を平和的に解決する仕組みとして国際司法裁判所（ＩＣＪ）がありますが、ＩＣＪが裁判するにはお互いがＩＣＪに委ねることに合意する必要があります。

1954（昭和29）年と1962（昭和37）年、さらに、2012（平成24）年にも日本政府は竹島問題を国際司法裁判所での裁判に委ねることを提案しましたが、韓国は「日韓に領土問題は存在しない」として拒否しました。

島根県の動き

【竹島に関する学習の推進】

島根県では、2009（平成21）年度から、県内すべての小・中・高・特別支援学校で竹島に関する学習が行われています。



中学校での竹島に関する学習の様子

【竹島問題研究会】

県内外の専門家による研究会を設置し、竹島問題についての調査・研究を行っています。

研究成果は啓発にも活かされています。

隠岐の島町の動き

隠岐の島町は、竹島に関する住民の証言や資料収集を行う竹島資料収集施設「久見竹島歴史館」を開設しています。

